別紙24　平成11年６月25日付課酒１－36ほか４課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」

新　旧　対　照　表

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr>
<td>
目次
（削除）
（削除）
（削除）

第１編　総則
　用語の意義
<table>
<tr><th>用　　語</th><th>意　　　　義</th></tr>
<tr><td>所轄官庁</td><td>　財務大臣（組合規則第20条の規定により財務大臣の権限を委任された事項に関するものについては、その委任を受けた者）をいう。</td></tr>
</table>

第２編　酒税法関係
第２条　酒類の定義及び種類
第１項関係
２　アルコール含有医薬品の取扱い
　アルコール含有医薬品であっても、飲用することができ、かつ、アルコール分が１度以上のものは酒類に該当する。ただし、薬事法（昭和35年法律第 145号。以下同じ。）の規定によって厚生労働大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品で、次に掲げるものについては強いて酒類には該当しないことに取り扱う。

第７条　酒類の製造免許
第１項関係
８　酒類等の製造免許の取扱官庁
(3)　税務署長限りで処理するもの
ロ　薬用酒（薬事法（昭和35年法律第 145号）の規定により、厚生労働大臣から製造許可を受けたアルコール含有医薬品で酒税法の適用
</td>
<td>
目次
第37条　酒類審議会の設置
第38条　酒類審議会の組織
第39条　酒類審議会の運営

第１編　総則
　用語の意義
<table>
<tr><th>用　　語</th><th>意　　　　義</th></tr>
<tr><td>所轄官庁</td><td>　大蔵大臣（組合規則第20条の規定により大蔵大臣の権限を委任された事項に関するものについては、その委任を受けた者）をいう。</td></tr>
</table>

第２編　酒税法関係
第２条　酒類の定義及び種類
第１項関係
２　アルコール含有医薬品の取扱い
　アルコール含有医薬品であっても、飲用することができ、かつ、アルコール分が１度以上のものは酒類に該当する。ただし、薬事法（昭和35年法律第 145号。以下同じ。）の規定によって厚生大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品で、次に掲げるものについては強いて酒類には該当しないことに取り扱う。

第７条　酒類の製造免許
第１項関係
８　酒類等の製造免許の取扱官庁
(3)　税務署長限りで処理するもの
ロ　薬用酒（薬事法（昭和35年法律第 145号）の規定により、厚生大臣から製造許可を受けたアルコール含有医薬品で酒税法の適用を受
</td>
</tr>
</table>

改　　正　　後	改　　正　　前
を受けるものをいう。以下同じ。）の製造免許 第10条　免許の要件 3　一般酒類小売業免許についての「申請者の経営の基礎が確立していること」の取扱い ⑴　経歴及び経営能力等 1　免許を受けている酒類の製造業若しくは販売業（薬用酒（薬事法（昭和35年法律第 145号）の規定により厚生労働大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。以下同じ。）だけの販売業を除く。）の業務に直接従事した期間が引き続き3年以上である者、調味食品等の販売業を3年以上継続して経営している者又はこれらの業務に従事した期間が相互に通算して3年以上である者 第11条　免許の条件 第1項関係 2　「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い ⑴　試験製造免許以外の製造免許の酒類の範囲の条件の取扱い ニ　薬用酒 薬用酒の免許を付与するときは、「リキュール類又は果実酒類のうち、薬事法の規定により厚生労働大臣より製造の許可を受けたアルコール含有医薬品に限る。」旨。 （削除） （削除） （削除）	けるものをいう。以下同じ。）の製造免許 第10条　免許の要件 3　一般酒類小売業免許についての「申請者の経営の基礎が確立していること」の取扱い ⑴　経歴及び経営能力等 1　免許を受けている酒類の製造業若しくは販売業（薬用酒（薬事法（昭和35年法律第 145号）の規定により厚生大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。以下同じ。）だけの販売業を除く。）の業務に直接従事した期間が引き続き3年以上である者、調味食品等の販売業を3年以上継続して経営している者又はこれらの業務に従事した期間が相互に通算して3年以上である者 第11条　免許の条件 第1項関係 2　「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い ⑴　試験製造免許以外の製造免許の酒類の範囲の条件の取扱い ニ　薬用酒 薬用酒の免許を付与するときは、「リキュール類又は果実酒類のうち、薬事法の規定により厚生大臣より製造の許可を受けたアルコール含有医薬品に限る。」旨。 第37条　酒類審議会の設置 第38条　酒類審議会の組織 第39条　酒類審議会の運営

改　　正　　後	改　　正　　前
第８編　酒類行政法令関係 第１章　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第15条　発起人 １～２　（省略） ３　発起人会の組織 組合法第15条《発起人》に規定する発起人は、組合設立の過程における組合の機関として、その全員をもって発起人会を組織し、発起人のうち１人を発起人総代として設立中の組合を代表させることができる。ただし、組合規則第１条の２《名称の承認の申請》から第４条《設立又は合併の認可の申請》までの規定により、財務大臣に対して申請書を提出する場合においては、発起人全員の連名でしなければならない。 （注）　連合会及び中央会についても同様である。この場合において、「組合規則第１条の２から第４条までの規定」とあるのは「組合規則第１条の２、第４条及び第11条の規定」と読み替える。 第86条の5　酒類の種類等の表示義務 １　酒類の表示の取扱い等 ⑴　総則 イ～チ　（省略） リ　アルコール含有医薬品の表示 薬事法（昭和35年法律第 145号）の規定により厚生労働大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品で酒類に該当するものについては、この１に定める表示を行わないこととしても差し支えない。	第８編　酒類行政法令関係 第１章　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第15条　発起人 １～２　（同左） ３　発起人会の組織 組合法第15条《発起人》に規定する発起人は、組合設立の過程における組合の機関として、その全員をもって発起人会を組織し、発起人のうち１人を発起人総代として設立中の組合を代表させることができる。ただし、組合規則第１条の２《名称の承認の申請》から第４条《設立又は合併の認可の申請》までの規定により、大蔵大臣に対して申請書を提出する場合においては、発起人全員の連名でしなければならない。 （注）　連合会及び中央会についても同様である。この場合において、「組合規則第１条の２から第４条までの規定」とあるのは「組合規則第１条の２、第４条及び第11条の規定」と読み替える。 第86条の5　酒類の種類等の表示義務 １　酒類の表示の取扱い等 ⑴　総則 イ～チ　（同左） リ　アルコール含有医薬品の表示 薬事法（昭和35年法律第 145号）の規定により厚生大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品で酒類に該当するものについては、この１に定める表示を行わないこととしても差し支えない。

改　　正　　後	改　　正　　前
第２章　再生資源の利用の促進に関する法律関係 １　省略鋼製又はアルミニウム製の缶の材質に関する表示の取扱い ⑴　「缶に飲料を充てんする事業者」の意義等 イ　（省略） ロ　（省略） (ｲ)　酒類を缶に充てんする事業者（以下この第２章において「ボトラー」という。）が缶を製造する事業者（以下この第２章において「缶メーカー」という。）からホワイト缶（缶体に商標や図柄が全く印刷されていない缶又はこれらを表示したラベルが添付されていない缶等をいう。）を購入して酒類を充てんすることとしている場合は、ボトラー。 (注)　識別マークの表示が行われていない缶詰め酒類又は基準を充足していない識別マークの表示が行われた缶詰め酒類が市場に流通したときは、リサイクル法第１７条の規定により、財務大臣が当該ボトラーに対し、「表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告」等必要な措置を講ずることになる。 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合には、ボトラー及び缶メーカー。 （注）１　（省略） ２　識別マークの表示が行われていない缶詰め酒類又は基準を充足していない識別マークの表示が行われた缶詰め酒類が市場に流通したときは、リサイクル法第１７条の規定により、財務大臣が当該ボトラーに対し、経済産業大臣が当該缶メーカーに対し、それぞれ、「表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告」等必要な措置を講ずることになる。 ⑵～⑸　（省略）	第２章　再生資源の利用の促進に関する法律関係 １　省略鋼製又はアルミニウム製の缶の材質に関する表示の取扱い ⑴　「缶に飲料を充てんする事業者」の意義等 イ　（同左） ロ　（同左） (ｲ)　酒類を缶に充てんする事業者（以下この第２章において「ボトラー」という。）が缶を製造する事業者（以下この第２章において「缶メーカー」という。）からホワイト缶（缶体に商標や図柄が全く印刷されていない缶又はこれらを表示したラベルが添付されていない缶等をいう。）を購入して酒類を充てんすることとしている場合は、ボトラー。 (注)　識別マークの表示が行われていない缶詰め酒類又は基準を充足していない識別マークの表示が行われた缶詰め酒類が市場に流通したときは、リサイクル法第１７条の規定により、大蔵大臣が当該ボトラーに対し、「表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告」等必要な措置を講ずることになる。 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合には、ボトラー及び缶メーカー。 （注）１　（同左） ２　識別マークの表示が行われていない缶詰め酒類又は基準を充足していない識別マークの表示が行われた缶詰め酒類が市場に流通したときは、リサイクル法第１７条の規定により、大蔵大臣が当該ボトラーに対し、通産大臣が当該缶メーカーに対し、それぞれ、「表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告」等必要な措置を講ずることになる。 ⑵～⑸　（同左）

改　正　後	改　正　前
第３章　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律関係 １　法第18条の自主回収の認定の取扱い 　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112号。以下この第３章において「容器包装リサイクル法」という。）第18条に定める酒類に係る特定容器又は特定包装（以下この第３章において「特定容器等」という。）の自主回収の認定の取扱いは次による。 ⑴～⑵　（省略） ⑶　主務大臣への申出の方法 　主務大臣への申出に当たっては、自主回収の認定を受けようとする特定容器等ごとに、次の⑷に示す方法により算定した過去３事業年度分（事業年度が１年でない場合は、直近終了事業年度終了の日前３年間）に関する利用量（又は販売量）、回収量及び回収率並びに回収方法を記載した申請書及び次に掲げる書類又は図面を添付をし、財務大臣に３部（財務大臣、環境大臣、経済産業大臣宛それぞれ１部。）提出するものとする。 （注）　自主回収の認定の申出は毎年度行う必要はないのであるから留意する。 イ～ト　（省略） ⑷～⑸　（省略） ⑹　自主回収の状況の報告 　自主回収の認定を受けた事業者は、容器包装リサイクル法第39条の規定に基づき、原則として毎事業年度終了後２月以内に、認定を受けた特定容器等ごとに利用量（又は販売量）、回収量及び回収率の実績をとりまとめた報告書を財務大臣に１部提出するものとする。 （注）１～２（省略）	第３章　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律関係 １　法第18条の自主回収の認定の取扱い 　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112号。以下この第３章において「容器包装リサイクル法」という。）第18条に定める酒類に係る特定容器又は特定包装（以下この第３章において「特定容器等」という。）の自主回収の認定の取扱いは次による。 ⑴～⑵　（同左） ⑶　主務大臣への申出の方法 　主務大臣への申出に当たっては、自主回収の認定を受けようとする特定容器等ごとに、次の⑷に示す方法により算定した過去３事業年度分（事業年度が１年でない場合は、直近終了事業年度終了の日前３年間）に関する利用量（又は販売量）、回収量及び回収率並びに回収方法を記載した申請書及び次に掲げる書類又は図面を添付をし、大蔵大臣に３部（大蔵大臣、厚生大臣、通商産業大臣宛それぞれ１部。）提出するものとする。 （注）　自主回収の認定の申出は毎年度行う必要はないのであるから留意する。 イ～ト　（同左） ⑷～⑸　（同左） ⑹　自主回収の状況の報告 　自主回収の認定を受けた事業者は、容器包装リサイクル法第39条の規定に基づき、原則として毎事業年度終了後２月以内に、認定を受けた特定容器等ごとに利用量（又は販売量）、回収量及び回収率の実績をとりまとめた報告書を大蔵大臣に１部提出するものとする。 （注）１～２（同左）